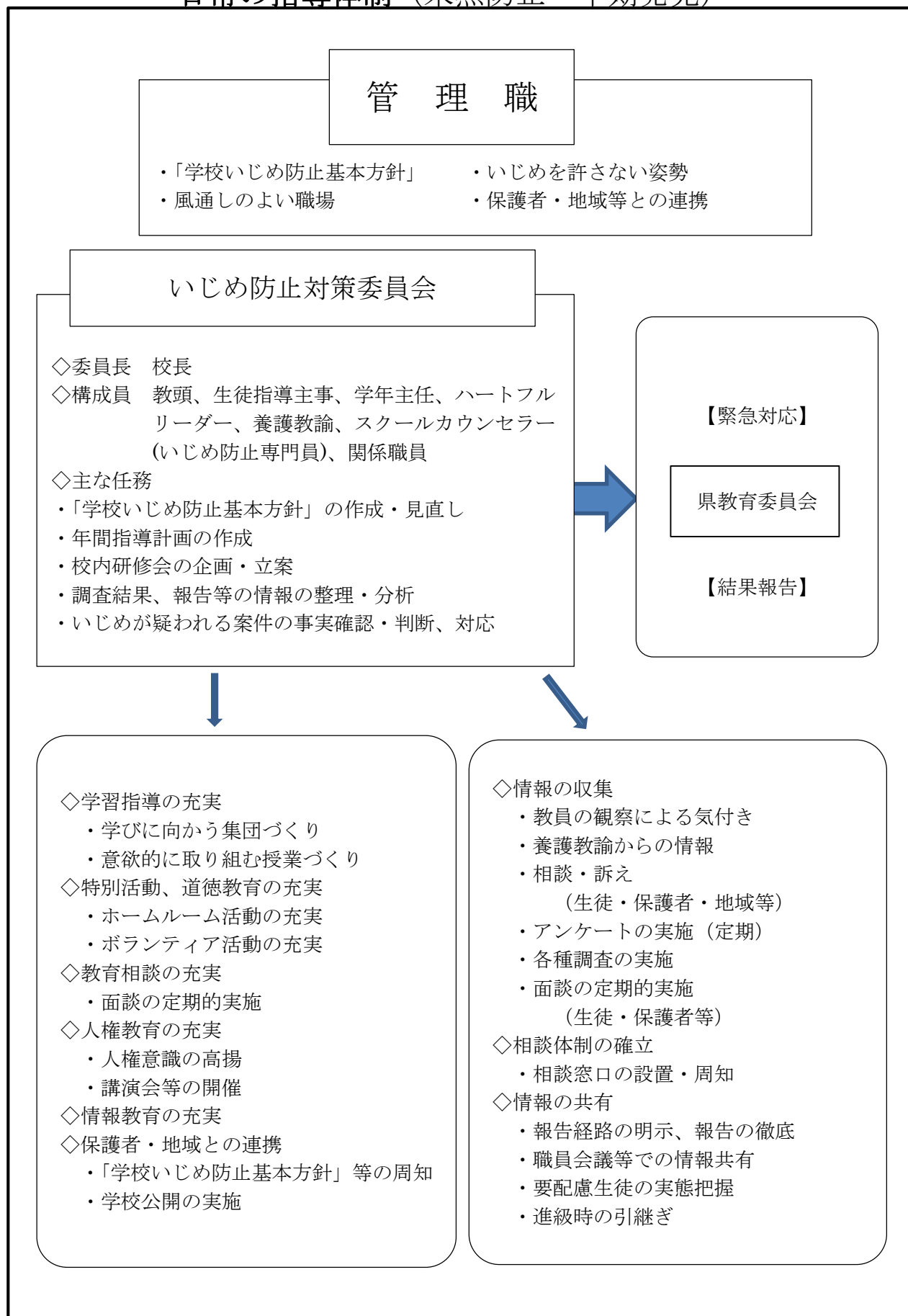


【いじめ対応の概念図】

日常の指導体制（未然防止・早期発見）

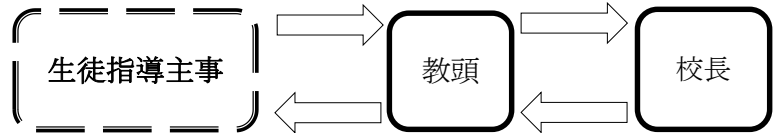


緊急時の組織的対応（いじめへの対応）

いじめの疑い・相談・通報・いじめアンケート等

【重大事態を含む】

* 事実を時系列で記録に残す



いじめ対策委員会

- ◇委員長 校長
- ◇構成員
教頭、生徒指導主事、保健主事、学年主任、
教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセ
ラー(いじめ防止専門員、関係職員、その他
- ◇いじめ認知報告
- ◇調査方針・方法等の決定
☆目的、優先順位、担当者・期日等

職員会議

* 情報共有

保護者

* 複数で対応

調査・事実関係の把握
いじめの認知

県教育委員会

- ◇指導方針の決定、指導体制の確立
☆指導、支援の対象と具体的な手立て
 - ・ 特定（被害生徒・保護者、加害生徒・保護者）* 懲戒
 - ・ 一部（観衆、傍観者）
 - ・ 全体（全校、学年、クラス）

いじめ解決への指導・支援

継続指導・経過観察

- ◇事態の収束の判断
☆被害生徒がいじめの解消を自覚し、関係生
徒の関係が良好となっている。

関係機関

・ 教育委員会
・ 警察
・ 福祉関係
・ 医療関係

* 指導・支援

日常の指導
体制の充実

収束

継続

対応継続

* いじめは解消したが継続
した指導が必要